

「来るべき戦争遂行の準備」に抗するために ——治安維持法の悪法性の視点から——

萩野 富士夫
(小樽商科大学教授)

はじめに

「来るべき戦争遂行の準備」のために

1932年の国際反戦デーに向けて小林多喜二は「8月1日に準備せよ！」(『プロレタリア文化』1932年8月号、『小林多喜二全集』第6巻)のなかで、「戦争が外部に対する暴力的侵略であると同時に、国内に於いては反動的恐怖政治たらざるを得ない」と論じた。それは「満洲事変」後の政治・社会状況のみごとに言い当てている。この認識は「賃下げ、大衆的誅首、労働強化が経営内に行われ、ファシスト、社会ファシスト、愛国主義者、平和主義者(略)の残るところなき利用、警視庁と憲兵隊の協同、特高部の設置(課から部へ昇進させて、その陣営を強化した)、在郷軍人、青年団、青年訓練所其他の組織の軍事編成、あらゆる革命的諸組織への徹底的弾圧……等々は来るべき戦争遂行の準備と密接に結びついている——こゝでは即ち文字通りの明確さをもって、戦争は政治の異なる形態であり、政治は集中化された経済であることを示している」という同時代への鋭い観察から導かれている(直接的には『赤旗』第82号[1932年7月5日]掲載の日本共産党中央委員会「8月1日を準備せよ!!」を多喜二は参照している)。ここで列举される事柄は、半年後に多喜二自身の悲劇的な最期に直結する治安体制の整備強化という点に収斂される。

このように小林多喜二は、国民全般への監視や統制が重層的に、さまざまな担い手によって実行されつつあることを鋭敏に指摘した。一見バラバラのような社会的締めつけが、実は「来るべき戦争遂行の準備と密接に結びついて」なされるという構図は、決して1930年代に限ったものではなく、1950年代前半の日本の「独立」前後においても、さらに21世紀の現代においても再現されつつある。数年前から「共謀罪」法案が繰り返され国会に提案され、教育基本法の改悪が強行され、ピラ撒き行為が刑事罰とされることなどは、多喜二のいう「反動的恐怖政治」再来の兆候といってよい。それらは、現在の「賃下げ、大衆的誅首、労働強化が経営内に行われ」る事態の再来→社会の不安や不満の醸成と破裂の危険性、社会的秩序の流動化・動揺→高まる国内危機を回避するための対外危機の創出へという次元で密接に結びついているとみることができる。

戦前においては、総力戦遂行体制のために、また絶対主義的天皇制の神格化昂進のために、障害とみなしたものの除去という大きな目標に向けて、為政者層・治安当局は広義の治安体制を整備強化していった。それに対して、現代の為政者層・治安当局は、国際紛争や国内の擾乱という「来るべき戦争遂行の準備」を念頭に、社会と人心の統制や秩序づけを進めたがっている。まだ、その目標に向けた詳細な設計図が描かれ、それに沿って

着々と布石を打っているという段階ではないが、全体としてはそうした大きな流れのなかでそれぞれの領域の権力・権威が、主に官僚を担い手として、それに寄与するために何をすべきか、社会の反応をうかがいつつ、種々の統制と秩序強化を進めようとしているというべきだろう。

たとえば、国際テロ組織や朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の危険性をことさらに声高に唱えることにより、あるいは「日の丸・君が代」への対応を踏絵とすることなどにより、社会の隅々におよぶ監視と統制が進行し、異端とみなす存在のあぶり出しが巧妙に図られつつある。「共謀罪」の問題や監視の問題など、迫りくる一つひとつの問題点を指摘すると同時に、それらが全体として連動しているという視点を持ち、それら一つひとつの機能と全体的な構図について想像力をおよぼす必要がある。

治安維持法の悪法性という視点

2009年3月30日、横浜事件第四次再審請求にもとづく横浜地方裁判所の再審裁判の判決は、第三次の場合と同様に「免訴」となった。依然として司法の壁は厚かったものの、当初はびくともしなかった壁は第三次再審請求を機についに亀裂を生じ、今回はその亀裂の向うに刑事補償請求による実質無罪の獲得がようやく展望されるようになった。国内において戦時下最大級の治安維持法事件の1つであった横浜事件の虚構性の認識と冤罪性の確定からは、治安維持法違反とされた戦時下における他の事件に対する無罪の宣告と名誉回復が導かれていくべきだろう。20年余の横浜事件再審請求の積み重ねと社会的世論の高まりは、特高警察や司法の犯罪性の追及にとどまらず、治安維持法そのものの悪法性へあらためて目を向けさせる契機となった。

再び小林多喜二に戻れば、1933年2月20日、彼が警視庁特高警察によって虐殺された時、中国の

作家郁達夫は「小林多喜二氏は身に寸鉄をも帯びない文学者である。左翼文化団体に参加したことを、たとえおまえたちが非合法と見なしても、おまえたちの国家の現行法規に則って刑を定めればよいのである。ところが秘密裏に暗闇の中で彼を惨殺し、下劣で悪質な方法を用いて、彼を弔い見送ることを禁じ、彼の死体の解剖を禁じ、この殺害事件を新聞に掲載することを禁じ、ただ「心臓麻痺」のわずか四文字でこれを片付けた」と糾弾し、「まったくもって盗賊の仕業だ。けだものの振る舞いだ。自ら世界一の強国と誇るその正義はどこにあるのだ。法治の精神はどこに行ったのだ」と警視庁に抗議する文章を発表した（『小林の殺害のために日本警視庁に檄す』『現代』〔上海〕33年5月〔拙編『小林多喜二の手紙』所収〕、嘉瀬達男氏の訳による）。郁達夫は、「現行法規」＝治安維持法を大きく逸脱した惨殺を、正義や法治の精神の観点に立って真っ向から否定し、責任を追及する。

治安維持法の悪法性は、論を待たない。「特高警察の駆使する弾圧法規という程度の紋切り型でとらえていた単純なみかたにたいし、歴史の段階に応じて、弾圧法規の中身や性格が変化してゆくさま」を追った奥平康弘『治安維持法小史』（1977年、現在は「岩波現代文庫」所収）によって、その悪法ぶりは完膚なきまでに明らかにされているが、その後も、治安維持法肯定論や治安維持法的な危険性を有する治安立法制定の試みはつづいている。

なぜ執拗に治安立法立案の企図は繰り返されのだろうか。端的に言えば、戦後治安体制の基軸となるべき、戦前の治安維持法に匹敵する新たな治安法の不在こそが、現在の為政者層・治安当局にとって最大の不安だからであろう（治安維持法に代わるものとして公布施行された破壊活動防止法〔1952年〕は、制定時の反対運動も功を奏し、現在に至るまでその本体部分は凍結状態にある）。

それは、戦前の治安維持法がオールマイティーの威力抜群のものであり、復活されるべきものとして彼らに記憶されつづけていることを意味しよう。

ここでは治安維持法の悪法の悪法たる所以をあらためて見つめなおすことで、現在と将来にわたり、こうした治安立法が歴史の進歩に逆行し、常に「来るべき戦争遂行の準備と密接に結びつ」こうとする企ての根幹にあることを論じたい。

「平和学」を考えることは、歴史学の立場からは「平和」を破壊する「戦争」そのものとその遂行に不可欠な「治安体制」を考えることが1つの入り口となりうる。15年戦争の遂行を強権的に保障するために猛威をふるった戦前の治安維持法を基軸とする「治安体制」の、戦後のそれへの連続継承と断絶を課題とすることは、すぐれて現在の意味をもつ。

1 治安維持法はどのように悪法だったのか

「悪法もまた法なり」

悪法論について法理学的にみた場合、「悪法は法にあらず」とする自然法論と、「悪法もまた法なり」とする法実証主義が対立するという。田中成明『法理学講義』（1994年）によれば、19世紀を境に、「実定法に対する高次の法として、実定法の妥当根拠ならびにその正・不正の識別規準を提供する自然法が存在する」という考え方は廃れ、次第に「自然法の法的資格を否認し、実定法だけが法であるとする実定法一元論が支配的」となった。すなわち、「悪法は法にあらず」から「悪法もまた法なり」への大きな転換があった。

1970年代後半の国会における政府当局者からの治安維持法肯定論、さらに近くは2005年の「共謀罪」法案の国会審議（7月12日、法務委員会）における、南野千恵子法相の「治安維持法は、戦前の特殊な社会情勢の中で、国の体制を変革するこ

とを目的として結社を組織することなどを取り締まるために、これを処罰の対象としていたもの」であり、「憲法違反かどうかということは申しかねます」という発言は、この「悪法もまた法なり」という立場からのものである。

では、「悪法もまた法なり」の観点からしても、施行から廃止までの20年間にわたる治安維持法の適用の実際は擁護肯定されるべきものだろうか。

拷問の日常化

1925年の公布施行直後は、国内においては「伝家の宝刀」的に慎重な運用が図られ、その小手調べ的な京都学連事件への適用（26年1月）は、第1条の「結社」ではなく、第2条の「協議」を問うものであった。また、26年11月の北海道集産党事件は「国体」変革ではなく、「私有財産制度」否認が処罰の対象とされた。

しかし、1928年の三・一五事件（地下活動下の日本共産党員に対する全国一斉検挙）は一挙に治安維持法の破壊力を見せつけ、第一条前段の「国体」変革処罰を最重要なものに引き上げ、そのための治安体制の確立をまたたく間に実現させた（緊急勅令による治安維持法改正、特高警察と思想検察の拡充、思想憲兵の創設、学生思想運動取締のための機構整備など）。

三・一五事件における逮捕札状なしの検挙や家宅捜査、取調べにおいて当たり前のようにおこなわれた拷問は、いうまでもなく当時であっても違法である。東京や大阪などのように共産党の組織へのスパイを駆使した内偵が進んでいない地方においては、労働運動・農民運動・無産政党関係者らの一網打尽的な検挙→拷問を多用した取調べによる「自白」の強要→芋づる検挙の連続という図式で、検挙者が雪だるま式に膨れあがった。警察が党組織の実態を十分につかみきれていない北海道や九州においては、とりわけ拷問が苛酷だった。

29年9月、小山松吉検事総長が特高課長事務打合せ会の訓示で、「従来司法警察官中の或者は、思想犯人は国体の変革を企図する大罪人なるを以て、斯る犯人の取調を為すには法律を超越するも可なりと主張されたそうではありますが」（『大審院検事総長訓示演述集』）と釘をささねばならないほど、治安維持法事件では警察における拷問が日常化していた。

山宣と多喜二の暴露

警察にとっても拷問は、表向きあってはならないことだった。したがって、山本宣治（労働農民党）が議会で北海道函館市の事例などをあげて、「鉛筆を指の間に挟み、或は此三角形の柱の上に坐らせて、そうして其膝の上に石を置く、或は足を縛って、逆まに天井からぶら下げて、顔に血液が逆流して、そうして悶絶する迄打っちゃらかして置く、或は頭に座布団を縛り付けて、竹刀で殴る、（略）と云うような実例が至る処にある」と追及しても、答弁に立った内務次官は「あのような事実が我が日本の警察行政の範囲内に於てあるかどうかと云うことに就いては、断じて之れ無しと申上げて宜しかろうと思っている。明治、大正、昭和を通じまして、此聖代に於て想像するだに戦慄を覚ゆるような事態が果してあるでございましょうか」（1929年1月8日、衆議院予算委員会）と、白を切りとおすのである。つまり当局者は、取調べ時の「想像するだに戦慄を覚ゆるような」拷問の違法性への認識を有していた。

それだけに小林多喜二が小樽での拷問の実態を小説「一九二八年三月十五日」に暴露すると、これは「国禁の書」となるだけでなく、多喜二に特高警察の逆恨みというべき憎しみが集まった（30年5月、多喜二が大阪で検挙されたとき、「お前は「三・一五」という小説を書いて、おれたちの仲間のことをある事ない事さんざん書き立てやがって、ようもあんなに警察を侮辱しやがった

な」〔江口渙『たたかひの作家同盟記』〕として、拷問を経験している）。そして、多喜二の場合は後に残酷な拷問による虐殺死となり、議会で拷問の事実を追及し、治安維持法改悪に反対した山本宣治は暗殺されていた。多喜二を拷問死に至らしめたことは、特高警察にとっては手痛い失態であったが、「心臓麻痺」と強弁する一方で、その死をその後の治安維持法事件取調べの際の威嚇の武器としていった（拙著『多喜二の時代から見えてくるもの』〔2009年、新日本出版社〕参照）。

西田信春の「急死」

多喜二の死の直前、33年2月11日頃と推定されるが、西田信春は福岡の警察署内で「急死」した。その屍体の解剖にあたった医師の記憶するところでは、特高課長とおぼしき人物が地裁検事局の次席検事に「職務熱心のあまりについこないになりまして」と弁明していたという。その直前の岩田義道殺害事件（32年11月）の「二の舞」になることが憂慮された結果、警察・検察の「権力機関内の処置」として、「氏名不詳」の「病死」（「急死を招来すへき特異体質を有するを以て、恐らく精神の興奮等精神神経の刺戟により急に心臓機能の停止を来し、死に至りたるもの」〔鑑定書〕）とされて、その「死を永久に闇に葬るつもり」だった（西田の死の真相が知られるようになったのは、1957年だった）。

このような推測にもとづき、石堂清倫氏は自らの経験も踏まえ、当時留置場では、「朝鮮刑法」と呼ばれる「一切法律や規定によらないほしいままな凌虐がおこなわれている」、「取調べにあたる警官たちが、誰かれの見さかいなしに、貴様らの一人や二人ころしてもかまわないのだと公言していたことも、三・一五事件いらいの日常茶飯事であったが、それが三二年テーゼ以後いっそう徹底した」と指摘される（以上、石堂・中野重治・原泉編『西田信春書簡・追憶』）。コミンテルンの「32

年テーゼ」が天皇制との対決を明確にすると、「天皇の警察官」を最も自負する特高警察官は、天皇に歯向かうとみなした「共産主義者」に対しては「貴様らの一人や二人ころしてもかまわない」という意識をさらに昂進させた。

岩田義道・西田信春・小林多喜二、そして野呂栄太郎らは、治安維持法違反容疑で検挙され、警察署内の拷問により死に至らしめられた。治安維持法の法としての正当性をいうのであれば、彼ら日本共産党員に対しては、郁達夫が鋭く指摘するように、「国家の現行法規に則って刑を定めればよい」のである。違法性を認識しながらも「貴様らの一人や二人ころしてもかまわない」と特高警察官を拷問に駆り立てていく理由の一つは、治安維持法の「国体」の発する魔力であった。「天皇の警察官」の自負と個人的栄達への願望は、こうした人権蹂躪の肉体的・精神的拷問を課すことに対して鈍感に、さらに無感覚にした。国家の側はそれに表彰や叙勲によって応えた。拷問による取調べは、必要悪として認知され、黙認された。

特高警察、やや遅れて思想検察の治安維持法の拡張解釈は、エスカレートの一途を辿った。その過程は比較的知られるようになったので、ここでは繰り返ささないが、その最終到達点ともいうべきものが横浜事件であった。

横浜事件と一括される1942年から44年にかけての言論人を中心とする大弾圧事件では、神奈川県特高課の拷問をともなう取調べは日常茶飯事であった。改造社員相川博に対する取調べの開始は、「言へ、貴様は殺してしまふんだ、神奈川県特高警察は警視庁とは違ふんだ。貴様のやうな瘦せこけたインテリは何人も殺してゐるのだ」（相川「供述書」、畑中繁雄『覚書 昭和出版弾圧小史』所収）という威嚇から始まる。また、ある満鉄調査部員に対しても「俺達は貴様を殺したところで責任はないのだからな。いいか、遠慮なくやるぞ。日本一の神奈川県特高のテロを満喫させて

やるからな」（美作太郎・藤田親昌・渡辺潔『横浜事件』）と言いつけている。まだ、三・一五事件段階では建前であれ、取調べ時の「想像するだけに戦慄を覚ゆるような」拷問の違法性への認識があったが、ここには違法な拷問への躊躇も遠慮も一切みられない。拷問こそ、戦時下の取調べの王道であった。

朝鮮における適用

治安維持法は日本国内にとどまらず、植民地朝鮮・台湾・樺太、租借地関東州においても運用されていた。なかでも、民族独立運動の抑圧取締に猛威を振るった朝鮮は重視されねばならない。水野直樹氏の詳細な研究によれば、「朝鮮独立＝帝国領土の僭竊＝統治権の内容の縮小＝国体変革」の図式が確立され、裁判における死刑判決が下されるなど、一般的に治安維持法処罰は日本国内以上のきびしさであった。さらに、1925年以降の「朝鮮共産党事件の検挙者のうち、朴純秉が捜査段階で拷問によって殺害され、朴吉陽、白光欽も裁判中に獄死している。治安維持法施行後、法律外の権力運用による最初の犠牲者が朝鮮人であったことも忘れてはならない」（『植民地朝鮮・台湾における治安維持法に関する研究』、科研費研究成果報告書、1999年）。朝鮮における治安維持法の悪法性が日本国内以上であったことは、容易に推測できる。

「満洲国」治安維持法の猛威

その朝鮮における運用に何倍もの輪をかけたのが、「満洲国」治安維持法である。領事裁判権・領事警察権の名の下に、中国在住の「日本人」には治安維持法が公布施行とともに適用され（主に間島地方の朝鮮民族独立運動へ）、さらに「満洲国」建国後は暫行懲治叛徒法と暫行懲治盜匪法（いずれも1932年9月）が反満抗日運動弾圧のために適用されてきたが、日米開戦後の1941年12月

27日、「満洲国」の治安維持法が公布施行された。その第1条前段は「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ団体ヲ結成シタル者、又ハ団体ノ謀議ニ参与シ、若ハ指導ヲ為シ、其ノ他団体ノ用務ヲ掌理シタル者ハ、死刑又ハ無期徒刑ニ処ス」というもので、日本の治安維持法を母法としていた（立案者は日本から出向した司法官僚）。同時に制定された治安維持法施行法では、暫行懲治盗匪法にあった「臨陣格殺」「裁量措置」の規定、すなわち「討伐」現場における緊急措置としての即決処分（射殺）が存続された。

これに先立って8月、反満抗日運動の高揚に司法的に対抗するために、一審かつ終審制、法院設置以外の場所にも臨時に開廷できること、弁護人の選任を必要としないこと、死刑は銃殺とすることなどの、便宜性・機動性を最優先させた「特別治安庭」が新設されていた。特別治安庭の検察・審判を担当するのは、すべて日本人司法官である。もちろん、検挙の主力は日本の関東憲兵隊、および日本人が幹部を独占する「満洲国」警察の「特務警察」であった。

治安維持法と特別治安庭がもっとも活用されたのが、熱河省における治安肅正である。錦州高等法院次長（43年5月から44年5月まで）横山光彦は、「数千名を高等検察庁を経て高等法院に起訴し、その治安庭または特別治安庭において、判決を以て惨殺、弾圧を宣告した」と供述する。ハルビン高等検察庁次長であった杉原一策の供述によれば、42年2月の「救国組織活動および抗日連軍に対する援助活動」に関わる事件の判決は、死刑45名、無期徒刑35名、有期徒刑202名という厳罰だった。そして、45年8月までの3年半あまりで、「満洲国」全体で治安維持法によって処断された者は1万数千名にのぼり、おそらく死刑の宣告と執行は2千名前後におよぶと推測される（『中国侵略の証言者たち』第二章拙稿〔岩波新書、近刊〕）。ここに、治安維持法の悪法性は極まっている。

2 議会通過という免罪符の虚構

「国会を通った」論の誤謬

治安維持法の擁護肯定論の論拠の1つに、その制定や二度の「改正」において帝国議会での審議と可決を経た正規な法であり、警察・司法当局はそれを忠実に執行したにすぎない、とする見解がある。たとえば、思想検察の中樞に位置した池田克は、公職追放解除後、最高裁判事となり、その国民審査を前にしたインタビューで、治安維持法への反省を問われて、「あの時代の国家の事情としては、国会を通ったのだし、望ましいことではないにしても、やむを得なかったのではないか」（『週刊朝日』、1955年2月27日付）と答えている。この弁解とは裏腹に、池田こそ積極的な治安維持法拡張解釈を推進した張本人であった。なお、「あの時代の国家の事情」が、先の南野法相の「戦前の特殊な社会情勢の中で」という表現と重なるように、司法当局の姿勢は現在に至るまで一貫して治安維持法運用の責任を回避するものである。

「国会を通った」を免罪符とするなら、その運用の範囲は政府説明や審議の過程で明確にされた趣旨を、大きく逸脱するものであってはならない。しかし、実際の運用においては上述のように議会審議の内容とは似ても似つかぬほど、極端に大きく変質してしまっている。2度の「改正」により辻褄を合わせようとしても、すぐに実際の運用は「改正」の趣旨を飛び越える。議会に責任の一端はあるとしても、第一義的かつ大部分の運用の責任は、警察と司法にあることは明らかである。議会に責任を転嫁し、執行は「やむを得なかった」という他人事の次元ではない。再確認のために、議会での説明からの逸脱ぶりを瞥見しよう。

「目的罪」限定の放擲

ロシア革命後の「赤化思想」「過激思想」の流

入を阻止するために、政府は1922年に過激社会運動取締法案を議会に提出するが、条文中の「無政府主義、共産主義其ノ他」・「社会ノ根本組織」や「宣伝」などの曖昧さ・茫漠さを説明しきれず、それは議会内外の反対で廃案になった。その後、治安立法の模索はつづき、関東大震災直後の緊急勅令「治安維持令」の出来の悪さという頓挫を経て、25年2月、治安維持法案が衆議院に提出される。ここでは、「国体」変革・「私有財産制度」否認という限定的な規定としたこと（その当時には、この「限定的な規程」という説明がほぼ受け入れられた。しかし、その実際の運用は正反対で、際限のない拡張の連続だった）、主要な取締対象を「宣伝」ではなく「結社」行為としたこと、犯罪行為をすべて目的罪としたことなどが強調された。こうした濫用のおそれのない制限的な立法という政府の説明が功を奏し、少数の根強い反対はあったものの、治安維持法は成立にこぎつけた。

公布後に準備された内務省警保局「治安維持法要議」では、特色の第1に「目的罪トナシタルコト」をあげ、それを「犯罪ノ成立ヲ能フ限り厳格、慎重ナラシメムトスル立法上ノ用意ニ出タルモノ」と説明する（『治安維持法関係資料集』第1巻、1996年）。上述のような施行後しばらくの慎重な運用は、この反映といえる。

しかし、28年「改正」で導入された目的遂行罪は、治安維持法拡張解釈の「打ち出の小槌」となった。その契機となったのは、共産党と関係ないにもかかわらず『無産者新聞』配布の行為だけで処罰された事件である（30年11月、大審院判決）。議会審議において、また内務・司法両省の公式解説書においてなされていた、治安維持法違反は目的罪に限るという説明が、そこではいとも簡単に放擲された。行為者が「国体」変革の目的を有しない限り処罰されないはずだったが、この判例の確立により、共産党に対する認識を持ち、警察や司法が党の目的の遂行に寄与するとみなせ

ば、処罰対象となったのである。これはすでに特高警察が、党の外廓団体への弾圧として事実上実践してきたことにお墨付きを与え、さらに拍車をかけることになった。起訴者中の目的遂行罪適用の割合は、28年の20.5%から30年には61.7%に急上昇する。

目的遂行の中身は、膨張の一途を辿る。後日の横浜事件においては、検挙された細川嘉六の家族に対する救援行為さえもが、「コミンテルン」及日本共産党ノ目的遂行ノ為ニスル行為」と認定されたのである。

「法の蔵する伸縮性」の活用

内務官僚木下英一の著書『特高法令の研究』（1932年）では、制定時の議会説明を無視して、「法が目的遂行云々と極めて概括的な規定を為した点から言っても、可成的広義に解すべきもの」としている。また、「法の弾力性」・「法の蔵する伸縮性」（同）というスタンスからは、目的遂行罪の積極的な活用が奨励されているとあってよい。それゆえに、木下は治安維持法を「至れり尽くせりのこの重要法令」と高く評価するのである。

特高警察の段階では、治安維持法は、検挙・取調べ→検事局への送致という司法警察的な運用以上に、行政警察的な運用がなされた。行政警察的運用とは、捜査・検挙・取調べ過程において刑事訴訟法などの厳密な運用を顧慮することなく、広範囲で大ざっぱな検挙の網を敷き、社会運動の逼塞化・萎縮化を最優先させる拷問活用の弾圧第一主義を指す。1929年から32年にかけて、治安維持法の検挙人員に対する検事局への送致率は7%から15%の間であり、これは大半の検挙者が警察限りで釈放されたことを意味する。さらに、この検挙以外に、強制捜査としても「非合法」な、検束・拘留の「膨大な数が暗数となって埋もれている」（上田誠吉『昭和裁判史論』、1983年）。特高警察

にとっては、検挙・検束者に「拷問」を加え、「国体」に刃向かう「不逞」な輩という烙印をおすことが重要だった。こうした警察の行政警察的運用において、治安維持法の「強制的道徳律」（泉二新熊司法省刑事局長、1929年3月7日）としての威力が、最大限に発揮されたのである。

「改正法案の趣旨に準拠」して

こうした治安維持法の縦横無尽な運用により、1930年代半ばには共産党の組織的運動を逼塞化させるに至ったとはいえ、司法官僚のなかには「いくら社会運動の取締に便利だからと言って、文理を無視して解釈することは許されない」（大竹武七郎『思想犯罪取締法要論』、33年）という居心地の悪さがあった。それを解消するために、拡張運用の実際に合わせた治安維持法の「改正」が34年・35年と二度試みられるものの、一度目は「予防拘禁」導入への議会の抵抗が強く、二度目は「天皇機関説問題」などの余波もあり、ともに廃案を余儀なくされた。

しかし、35年「改正」案成立をめざして準備されていた深谷成司編『改正治安維持法案 現行治安維持法解説』（35年7月）は、廃案の事態にもかかわらず、「既に実情不即の弊に耐へざる現行法規の内容に斧鉞を加へんとしたる以上は、縦令其業就らずと雖、今後に於ける此種事案の取扱並に法令の運用は専ら改正法案の趣旨に準拠せらるべきこと敢て贅言を要せず」という、驚くべき論理を展開する。さらにそこでは、「其の動機の共産主義より来たと又は他の方面より来たとを問はず、本法によりて其取締に任じ」とあるように、「共産主義」とは異なる「他の方面」への取締の進展が示唆されていた。そして、実際に30年代後半には、廃案となった治安維持法改正案の趣旨にそって、社会民主主義や「類似宗教」が新たな標的に加えられていった。

悪法性の極地へ

1941年の新治安維持法への変貌ともいうべき2度目の「改正」の眼目は、「国体」変革の対象の「準備結社」・「集団」への拡大や「予防拘禁」制の導入などとともに、二審制の採用・弁護権の制限などの刑事手続きにおける審理の促進と簡易化にあった。この3番目の治安維持法裁判の形骸化は、上述のように「満洲国」治安維持法の運用によって極点に達した。

すなわち、「特別治安庭」とは、「犯罪の態様、地方の情勢其の他の事情に由つて、治安維持上特に重要にして、且急速に処置することを要する事件を処理」するもので、「一審且終審」、「司法部大臣の許可を要せず、法院以外の場所で開庭し得ること」、官選弁護人すら不要としたこと、その判決にもとづく死刑の執行は絞首刑ではなく銃殺を可能としたことなど、もはや公正な裁判の名に値しない代物であった（藤井勝三「治安庭ノ設置並ニ之ニ伴フ特別手続ニ関スル件」改正に就て『法曹雑誌』41年10月）。

ここには、反満抗日運動の効率的かつ大量な取締のためには、ほんの形式的な裁判をアリバイ的に1回だけ実施したという形を残せばよい、という治安当局者の共通した認識がある。治安維持法の名の下に合法性をとりつくろいつつ（「満洲国」は近代的な法治国家だから！）、2千名前後の死刑判決とその執行がなされたことは、その悪法性の揺るがしのない証明であり、「法匪」という糾弾に値するものである。この「満洲国」治安維持法体制の運用に関わった司法官は、日本の戦後の司法機構に舞い戻った。

おわりに

治安維持法下の抑圧の失敗

治安維持法の評価において、拷問に象徴される違法性の部分は誤りであり、まずかったという見

方にとどまり、その成立と2度の「改正」も帝国議会の審議をへたものであるから法としての合法性はあったという見解は、以上論じてきたことから、決して認められるべきものではない（もう1つ、「あの時代の国家の事情としては」必要なものであったという見解については、別の機会に考えたい）。

上述したように、治安維持法の厳密な運用は、日本国内において、施行から三・一五事件までの短期間に過ぎず、28年「改正」後は、その運用当事者である特高警察と司法による治安維持法の「法の精神」を恣意的に拡張解釈した連続であったといってよい。その結果は、「国体」変革（ないし否認）とみなされたもの、もう少し具体的に言えば戦争遂行体制の障害とみなされた運動と思想が取締と処罰の対象となった。おおよそ28年「改正」による第1条後段の「目的遂行罪」の適用を受けたものの大部分は、目的罪として成立した治安維持法の厳密な意味での適用は不当なものであったといえよう。ましてや、41年「改正」後の治安維持法違反とされた人々は、横浜事件と同様に、本来的に無罪であり、名誉回復がなされるのが当然である。

治安維持法による処罰とそれによる社会的威嚇は戦時下の日本・朝鮮・「満洲国」ほかを逼塞させつくしたかにみえるが、敗戦時、朝鮮における八・一五とともになされた速やかな「光復」（独立）の動き、「満洲国」治安体制の解体と関係者の逃走などは、そうした抑圧が最終的に失敗したことを物語る。日本国内においては、「予防拘禁」制の最大の目的は精神の入れ替えにあったが、それは実質的に失敗した。思想犯保護観察法や特高警察の「特別要視察人制度」などの監視下にあった、戦前の社会運動関係者（その多くは治安維持法の洗礼を受けていた）は、敗戦直後の1945年8月下旬ころから、社会運動の復活に向けて活発な活動を展開しはじめていた。これらは敗戦にとも

なう治安維持法体制の揺らぎを見抜き、「強制的道徳律」の桎梏を自力で解き放とうとするものだった。

「日本の民主化と治維法」

日本国内の場合、朝鮮におけるように獄につながれた思想犯を民衆が解放するという劇的なことはみられず、したがって横浜事件の敗戦前後のドサクサ紛れの判決言渡しや三木清の獄中死を招き、ようやく10月4日のGHQによる「人権指令」発動によって、思想犯の釈放や治安維持法の廃止・特高警察「解体」などに至るという不徹底さがあったのは確かである。それでも、主体的な治安維持法廃止への動きがわずかながら存在した。

『人民評論』創刊号（1945年10月20日納本、11月1日発行）は、「日本の民主化と治維法」と題する「主張」で、「ポツダム宣言受諾後既に1ヶ月半も経つたのに、治安維持法の撤廃がまだどこでも問題となつてゐないのは、不思議な立遅れである。われわれは日本の民主主義化は何よりも治維法の撤廃、治維法違反者の釈放から出発すべきであると思ふ」と論じていた。そして、「治維法は単に共産党弾圧の為に使用せられたのみでなく、一般に政府の政策に批判的な意見を抱く人民を抑圧するのに用ひられた。最近年治維法違反の廉で検挙された夥しい人民の一大部分が共産主義については殆んど何も知らぬ連中であつたことは公知の事実だ。彼等は書類のうへでは一様に共産主義を信奉してゐたことになつてゐるが、実は拷問と長期の牢獄生活に屈して警察官がさしだした千変一律の共産主義を呑みこんだだけなのである」と、みごとに急所を突いている。

実は、この創刊号編集集中にGHQの「人権指令」が発せられたわけだが、「編輯後記」では、「従つて本号掲載の主張が少し弱められた様な感があるが、しかも我々の側からする主張として少しも古くなつて居らず、逆に真の日本民主化の為の提言

として尚多くの課題を含んであることを自任するものである」とする。GHQ「人権指令」の前に、おそらく9月末から10月上旬の時点で、治安維持法体制の解体に向けて、この「主張」が書かれたことを銘記したい。今後もこうした事例が発掘されることを期待したい。

負の教訓の記憶

朝鮮や「満洲国」における治安維持法の猛威に想像力はおよばなかったものの、敗戦後の日本の民衆は治安維持法を大きな負の教訓として記憶した。治安法は、ひとたび制定されると、その使い手である取締当局の恣意的運用にまかされ、その適用範囲を増殖拡張していくものであることを、大きな犠牲の代償として学んだ。世界的な大きな流れとして、思想を取締り、人権を蹂躪することが誤りであり、否定されるべきことが、20世紀を通じて確立され、21世紀に引継がれた。

しかし、為政者層・治安当局の、新たな治安立法制定への執拗な執念は戦後の各時期にたびたび噴出し、現在も機をうかがっているとみるべきだろう。その衝動の背景に何があるかは、冒頭でふれた。何度も治安維持法の復活・再来が叫ばれ、その都度、ほぼ阻止しえた一方で、現行のさまざまな法令（暴力行為等処罰に関する罰則や建造物侵入違反〔刑法〕など）は本来の法益を飛び越えて、使い勝手のよい治安法的な機能を発揮しつつある。

戦後治安体制の確立過程をかつて論じた際（拙著『戦後治安体制の確立』、2000年、岩波書店）、その治安理念や人脈がともに戦前治安体制から連続継承されたことを明らかにするとともに、1950

年代前半における戦後治安体制の確立が、そのまま戦前的な社会運動の逼塞化や自由な言論活動の封殺を招くものでなかったこと、つまり取締る側と取締られる側の関係において断絶があることを指摘した。それは戦前治安体制への負の教訓の記憶から導かれた。そして、戦後民主主義の存在そのものが、連続継承された治安体制の戦前的な復活、すなわち戦前の逼塞状況の再現を阻止しつづけている。

21世紀の最初の10年の終りを迎えようとする現在の状況はどうだろうか。継続審議によって生き延びてきた「共謀罪」法案は、2009年7月の国会閉幕によりついに廃案となった。冒頭で述べたように、横浜事件再審裁判は「免訴」の壁を乗り越えられなかったものの、実質無罪が示唆される方向性をはっきりと見えてきた。一方、ピラ撒き行為については最高裁で有罪判決が出されるとともに、学生運動や労働運動に対する暴力行為等処罰に関する罰則や建造物侵入違反〔刑法〕などを駆使した抑圧取締が進行している。また、地域の安全などを名目とする社会の監視態勢の網は広くかぶさりつつある。

このように、現在の治安体制の攻防は一進一退の状況で、せめぎ合っている段階といえよう。そのせめぎ合いは、「来るべき戦争遂行の準備」を進展させるのか、阻止後退させるのかの岐路を意味する。「平和学」の構築とその実践的な広がりこそ、「来るべき戦争遂行の準備」に抗する大きな一歩となる。それゆえに、まず、どこからみても悪法にほかならない治安維持法に最終的な引導を渡し、そこに発する新たな治安立法立案の企図も総退場させねばならない。